

# **施設の運営についての重要事項 に関する規程（兼運営規程）**

**平成26年11月**

**社会福祉法人愛親会 みなみ保育園**

## みなみ保育園 施設の運営についての重要事項に関する規程（兼運営規程）

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人愛親会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称     みなみ保育園
- (2) 所在地    宇都宮市大和2丁目9番8号

（施設の目的及び運営方針）

第2条 みなみ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月27日宇都宮市条例第40号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当園の認可定員は165人とする。

（利用定員）

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳児以上児。以下「2号認定子ども」という。）     93人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども     53人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども     19人

（提供する保育等の内容）

第5条 当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第10条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他保育に係る行事等

（延長保育）

第6条 当園は、保育標準時間認定子どもについては18時から19時まで、保育短時間認定子どもについては18時から19時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

（一時預かり事業）

第7条 当園は、7時から18時まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第8条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

- (2) 主任保育士 2名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

- (3) 副主任保育士 2名

副主任保育士は、主任保育士とともに地域の保護者等に対する子育て支援を行い、主任保育士を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

- (4) 保育士 25名

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (5) 栄養士 1名

栄養士は、利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及

び3歳以上の幼児食に係る献立を作成する。

(6) 調理員 3名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 看護師・保健師 1名

看護師・保健師は、児童の健康状態を観察し健康管理を行なうとともに、保育士の補佐を行なう

(8)

(保育を提供する日)

第9条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第10条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第11条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払いを受けることがある。

費用の種類	納付額	徴収の目的
園外活動費	1回あたり3000円	遠足などの活動実施のため
保護者会費	1年あたり2000円	保護者会主催の行事運営のため

4 延長保育の料金は、1回あたり3000円、1ヶ月最大3000円とする。

5 一時預かり保育の料金は、半日利用で1回あたり2500円、1日利用で1回あたり3500円、月最大45000円とする。

(利用の開始に関する事項)

第12条 当園に入園するときは、宇都宮市との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第13条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 当園の特定教育・保育を実施するにあたり、運営の妨げとなる行為が発生したとき
- (4) 当園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき
- (5) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第14条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、宇都宮市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

- 2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員は、園児に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1)殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
  - (2)合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
  - (3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
  - (4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
  - (5)食事を与えないこと。
  - (6)園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
  - (7)乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
  - (8)施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
  - (9)性的な嫌がらせをすること。
  - (10)当該園児を無視すること。
  - (11)上記の類する行為、もしくは虐待が疑われる行為が行なわれること。
- 3 職員は、利用乳幼児への保護者による人権の侵害及び虐待の可能性が見られる場合、すみやかに関係機関に届出なければならない。

(記録の整備)

第17条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
  - (2) 提供した保育に係る提供記録
  - (3) 宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日宇都宮市条例第33号）第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
  - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
- 2 上記に掲げる以外の記録文章および帳簿の保存期間は、別表の通り定める。

(要望・苦情等について)

第18条 当園は、別途定める、苦情処理機関開設設置要領に基づく第三者委員により、利用者からの、本園に対する様々な苦情や要望について、適切な対応とその解決を図る。

(秘密の保持について)

第19条 保育園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、

保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿しなければならない。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(改正)

第20条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人愛親会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。